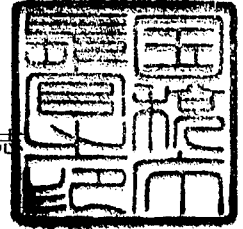


平成30年4月20日

行政文書開示決定通知書

弁護士法人 公園通法律事務所
代表社員 弁護士 瀧 康暢 様

国税庁長官心得 藤井 健志



平成30年3月22日に請求されました行政文書の開示について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり、開示することとしましたので通知します。

記

行政文書の名称	「徴収事務提要（事務手続編）」第3編第7章第2節滞納処分の停止
不開示とした部分とその理由	別紙のとおり

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に国税庁長官に対して、審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

● 開示の実施の方法等（裏面の説明事項をお読みください。）

1 開示の実施の方法等

開示請求書において希望された開示の実施の方法等により、開示を実施することができます。

<実施の方法> 写しの送付

なお、下表に記載した方法のうち開示請求書において希望された開示の実施方法と異なる方法を選択することもできます。

行政文書の種類・数量等	開示の実施の方法	開示実施手数料の額（算定基準）	行政文書の全体について開示の実施を受けた場合の基本額	開示実施手数料
A4判文書 8枚 (15ページ)	①閲覧	100枚までごとにつき 100円	100円	無料
	②複写機により白黒で複写したものの交付	1ページにつき10円	150円	無料
	③スキャナにより電子化しCD-Rに複写したものの交付（PDFファイル）	CD-R1枚につき100円に、文書1ページごとに10円を加えた額	250円	無料

(注) 納付する開示実施手数料は、基本額（複数の開示の方法を選択した場合はそれぞれの合算額）から開示請求手数料の額を控除した金額となります（当該基本額が開示請求手数料の額までの場合は無料となります。）。また、スキャナにより電子化したものの交付を希望される場合には、事前に情報公開窓口へ連絡してください。

2 窓口において開示を実施することができる日時、場所

日 時	場 所
平成30年4月26日（木）から 平成30年5月7日（月）まで（土・日・祝日を除く。） 9時30分から17時まで	国税庁総務課情報公開窓口

3 写しの送付を希望する場合の準備日数、送付に要する費用（見込額）

日数 「開示の実施方法等申出書」が提出された日から1週間以内に発送予定

送付料 ②140円、③205円 ※ 送付料については、郵便切手等を御使用ください。

(注) 窓口における開示の実施の際には、本通知書を御持参ください。

また、当日都合がつかない場合は、事前に情報公開窓口へ連絡してください。

裏面もご覧ください。

<説明事項>

1 「開示の実施の方法等」について

開示の実施の方法等については、この通知書を受け取った日から30日以内に、同封した「行政文書の開示の実施方法等申出書」に所要の開示実施手数料を納付して、申出を行ってください。

開示の実施の方法は、「1 開示の実施の方法等」に記載されている方法から自由に選択できます。必要な部分のみの開示を受けること（例えば、100ページある文書について冒頭の10ページのみ閲覧する等）や部分ごとに異なる方法を選択すること（冒頭の10ページは「写しの交付」を受け、残りは閲覧する等）もできます。一旦、閲覧をした上で、後に必要な部分の写しの交付を受けることもできます（ただし、その場合は、最初に閲覧をした日から30日以内に、別途「行政文書の更なる開示の申出書」を提出していただく必要があります。）。

窓口における開示の実施を選択される場合は、「2 窓口において開示を実施することができる日時、場所」に記載されている日時から、御希望の日時を選択してください。記載された日時に都合がよいものがない場合は、お手数ですが、この通知書を送付した情報公開窓口まで御連絡ください。なお、開示の実施の準備を行う必要がありますので、「行政文書の開示の実施方法等申出書」は開示を受ける希望日の7日前には、当方に届くように御提出願います。

また、写しの送付を希望される場合は、「行政文書の開示の実施方法等申出書」にその旨を記載してください。なお、この場合は、開示実施手数料のほかに、送付に要する費用（郵便切手等）が必要になります。

2 開示実施手数料の算定について

(1) 手数料額の計算方法

開示実施手数料は、選択された開示の実施の方法に応じて、定められた算定方法に従って基本額（複数の実施の方法を選択した場合はそれぞれの合算額）を計算し、その額が300円までは無料、300円を超える場合は当該額から300円を差し引いた額となります。

（例）情報公開窓口において開示請求書を提出した場合

150ページある行政文書を閲覧する場合：

100枚までごとにつき100円 → 基本額200円 → 手数料は無料

150ページある行政文書の写しの交付を受ける場合：

1ページにつき10円 → 基本額1,500円 → 手数料は1,200円

150ページある行政文書のうち100ページを閲覧し、20ページについて写しの交付を受ける場合（残りの30ページは開示を受けない。）：

閲覧に係る基本額100円 + 写しの交付に係る基本額200円 = 計300円 → 手数料は無料

(2) 手数料の減免

生活保護を受けているなど経済的困難により手数料を納付する資力がないと認められる方については、開示請求1件につき2,000円を限度として、手数料の減額又は免除を受けることができます。減額又は免除を受けたい方は、「開示実施手数料の減額（免除）申請書」を提出してください。

(3) 手数料の納付

開示実施手数料は、提出される「行政文書の開示の実施方法等申出書」に相当額の収入印紙を貼って納付してください。なお、直接、開示請求先の情報公開窓口において「行政文書の開示の実施方法等申出書」を提出される場合には、現金によることもできます。

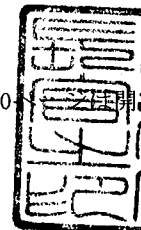
3 審査請求等

決定について不服がある場合は、行政不服審査法の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に国税庁長官に対して、審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

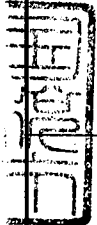
4 開示の実施について

情報公開窓口における開示の実施を選択され、その旨「行政文書の開示の実施方法等申出書」により申し出られた場合は、開示を受ける当日、情報公開窓口に来られる際に、必ず本通知書を御持参ください。



【別紙】

一連 番号	頁数	不開示部分	不開示理由	該当条項
1	204	第82の2(4)「徴収の共助の要請により徴収することが困難な場合の取扱い」ロ	不開示部分には、滞納処分の停止に関する判断基準が記載されており、これを公にすることにより、一部の滞納者の納税意識を低下させるなど、国税の徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるため。	法第5条第6号イ
2	204	第82の2(4)「徴収の共助の要請により徴収することが困難な場合の取扱い」注書き	不開示部分には、滞納処分の停止に関する判断基準が記載されており、これを公にすることにより、一部の滞納者の納税意識を低下させるなど、国税の徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるため。	法第5条第6号イ
3	207	第83の3「滞納処分の停止適否点検表による確認等」5行目から14行目	不開示部分には、滞納処分の停止に関する調査項目が記載されており、これを公にすると、一部の滞納者による財産隠匿や所在調査の妨害が行われるなど、国税の徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるため。	法第5条第6号イ
4	211、212	第83の8表題及び1行目から44行目	不開示部分には、滞納処分の停止に関する判断基準が記載されており、これを公にすると、一部の滞納者による財産隠匿や所在調査の妨害が行われるなど、国税の徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるため。	法第5条第6号イ
5	213-1	第84の1(1)「事後監査の対象及び実施時期」の2行目から5行目の一部	不開示部分には、滞納処分の停止に関する具体的な事案区分が記載されており、これを公にすることにより、一部の滞納者の納税意識を低下させるなど、国税の徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるため。	法第5条第6号イ



第2節 滞納処分の停止

滞納処分の停止は、滞納者につき滞納処分の執行及び租税条約等に基づく徴収の共助の要請による徴収（以下「滞納処分の執行等」という。）をすることができる財産がない場合や滞納処分の執行等を行うことによりその生活を著しく窮迫させるおそれがある場合など、一定の事由に該当するときに、その者について滞納処分の執行を停止するもので、納税の猶予等の猶予措置とともに、納税緩和措置の一環をなすものである。

滞納国税については、租税負担の公平性を確保する観点から、その確実な徴収に努める必要がある一方で、滞納者につき、法令に規定する滞納処分の停止の要件に該当する場合には、納税緩和措置の適切な適用の観点から、適時・適切に滞納処分の執行を停止する必要がある。

なお、滞納処分の停止は、その停止が3年間継続したときは、納税義務が消滅する効果を有するものであるから、滞納処分の停止を行う場合は、滞納者の事業内容、業績、資金や財産の状況等、滞納者個々の実情を十分に把握した上で、法令に規定する滞納処分の停止の要件に該当する事実の有無を的確に調査・確認して行い、一律・形式的に行うことのないよう留意する。

第81 停止相当事案の管理

1 「停止相当」該当事由

次のいずれかに該当する滞納事案は、原則として、停止相当事案として管理を行う。

(1) 滞納処分に着手後5年以上経過している事案

ただし、次のいずれかに該当する場合を除く。

イ 滞納国税（延滞税を含む。以下同じ。）の額に相当する価額の財産を差し押さえている場合

ロ 交付要求により滞納国税に相当する配当が見込まれる場合

ハ 納税の猶予、換価の猶予又は納付受託を行っている場合

ニ 不服申立て又は争訟が継続している場合

ホ 租税条約等に基づき相手国等に徴収の共助を要請している場合

(2) 滞納者が既に事業を行っておらず、かつ、滞納処分の執行等をして滞納国税を徴収できる見込みがないとき

(3) 滞納者の所在又は滞納処分の執行等を行うことができる財産が不明で、今後調査を継続しても財産を発見できる見込みがないとき

(4) 税額が確定したときにおいて、滞納者について次のいずれかに該当する事由があるとき

イ 滞納国税が破産手続開始決定前の原因に基づいて生じた国税及び破産手続開始決定後の原因に基づいて破産財団に関して生じた国税である場合で、既に破産手続が終結していること

ロ 滞納国税が会社更生手続開始決定前の原因に基づいて生じた国税である場合で、既に清算を内容とする更生計画認可の決定がされていること

ハ 債務を弁済するために財産を譲渡したことに基因して税額が確定したもので、その課税資料等から判断して滞納国税を徴収できる見込みがないこと

ニ 上記ハに準じ、税額が確定したときにおいて、その課税資料等から判断して滞納国税を徴収できる見込みがないこと

2 停止相当事案の管理等

担当は、上記1により停止相当と認められる滞納事案について、停止相当事案として統括官等の指定を受けた場合は、徴収システムの「滞納者概況情報（概況）」画面において整理区分を「停止相当」に変更する。

なお、統括官等は、随時、徴収システムの「滞納者総合検索」画面の「簡易検索」において整理区分が「停止相当」となっている事案を抽出して作成する「滞納者一覧表」（様式 204030-008）等により、事務計画の策定、停止決議の実施状況、停止相当事案の調査の進捗状況等、適切な事務管理、事案管理に活用する。

〔操：第1章5・2・1、第3章1・2、1・3〕

3 停止相当事案についての調査

(1) 「滞納処分の停止適否点検表」の作成等

停止相当事案については、徴収システムの「適否点検表・決定調査書出力」画面において「滞納処分の停止適否点検表」（様式 307020-001、同 002）を作成し、その事案に係る処理事績及び収集資料等に基づき、把握した内容をその「滞納処分の停止適否点検表」に記載するとともに、今後調査すべき事項（以下「補完調査事項」という。）を明確にした上、滞納処分の停止の適否について調査する。

〔操：第4章8・3・1〕

なお、上記1(4)の停止相当当事由により停止相当とした事案については、滞納発生時において、「滞納処分の停止適否点検表」を作成する。

おって、「滞納処分の停止適否点検表」の様式及び点検項目については、本事務提要に定める様式に準じて滞納国税の確実な徴収を図る観点から支障がない限りにおいて、局署の実情、事案の態様等に応じて局長が定めるものを使用して差し支えない。

（注） 上記1(4)イの事案の補完調査事項は、破産財団に属さない財産（自由財産）の有無、連帯納付責任の有無、第二次納税義務該当事実の有無及び自由財産についての詐害行為該当事由の有無とし、上記1(4)ロの事案の補完調査事項は、連帯納付責任の有無及び第二次納税義務該当事実の有無とする。

(2) 補完調査の終了

次のいずれかに該当する場合は、補完調査を終了することとして差し支えない。ただし、この場合には、統括官等を中心とした事案検討会等による検討を行うなど慎重に判断することに留意する。

イ 調査対象者等の死亡、所在不明又は休廃業・倒産等により、今後調査を継続しても、調査対象事実を証明するために不可欠な資料の収集ができないと認められる場合等、補完調査事項の解明ができないことについてやむを得ない事由がある場合

ロ 調査を継続しても実益がなく調査を終了しても徴収上の支障がないと認められる場合

第82 停止要件の判定の留意事項

滞納処分の停止に当たっては、次に掲げる事項に留意する。

1 一般的留意事項

(1) 交付要求をしている場合

滞納者の財産について強制換価手続が行われ、執行機関に対する交付要求（参加差押え及び滞納法に基づく二重差押え等を含む。）をしている場合で、これらの執行機関からの配当を受ける見込みがあるときは、原則として滞納処分の停止を行わない（徴基通第153条関係6参照）。

(2) 第二次納税義務者等がある場合

第二次納税義務者、譲渡担保財産、連帯納付責任者、保証人及び物上保証に係る財産から滞納国税の徴収をすることができる場合は、主たる納税者の国税（第二次納税義務、譲渡担保権者の物的納税責任、保証又は物上保証に係る国税に限る。）については、滞納処分の停止を行わない。

なお、第二次納税義務者、連帯納付責任者又は保証人について滞納処分の停止事由がある場合は、これらの者

に対しては、滞納者（主たる納税者）にかかわらず滞納処分の停止をすることができる（徴基通第 153 条関係 7 参照）。

(3) 原告訴訟の提起見込みがある場合

詐欺行為取消訴訟、名義変更訴訟など、原告訴訟の提起見込みがある場合は、原則として滞納処分の停止を行わない。

(注) 徴収法第 187 条各項に該当する場合は、原則として滞納処分の停止を行わない。

(4) 課税処分又は滞納処分についての争訟が係属している滞納がある場合

課税処分又は滞納処分について不服申立て又は訴訟が係属している滞納がある場合は、原則として滞納処分の停止を行わない。ただし、滞納処分の停止をしても不服申立て又は訴訟の結論に影響を与えない場合は、関係課・部門と協議の上、滞納処分の停止をして差し支えない。

2 1号該当事実の有無を判断する場合の留意事項

徴収法第 153 条第 1 項第 1 号に該当する事実があるとして滞納処分の停止をする場合は、徴基通第 153 条関係 2 及び 2-2 によるほか、次の事項に留意する。

(1) 換価できる見込みのない財産の取扱い

次に掲げる財産を差し押さえている場合において、その財産の換価について必要な手続（随意契約による売却の勧奨を含む。）を行っても売却できる見込みがないときは、その財産は、滞納処分を執行することができる財産に当たらないものとして差し支えない。

イ 差押え前から公共目的に供されている財産（当該財産の使用状況を勘案すると、他の財産でもってその公共目的が達せられると認められる場合を除く。）

ロ 差押財産の性質・形状が、災害その他やむを得ない事情によって、差し押さえた時と比較して著しく異なることとなった財産（人為的な原因により差押財産の現状が著しく異なることとなったときは、その原因を引き起した者に対し原状回復請求、損害賠償請求等の法的手段を講ずることができない特別の事情があり、かつ、その著しく異なることとなった原因が滞納者の責に帰さないときに限る。）

ハ 第三債務者が次に掲げる事由のいずれにも該当する債権

(イ) 強制執行の対象となる財産を有しないこと。

(ロ) 差押債権を履行しているが、完済までにおおむね 10 年以上の長期間を要すること。

(ハ) 上記(ロ)の長期間を要する理由が、契約上又は法律上の原因に基づかず、専ら第三債務者の資力に基因すること。

(ニ) 第三債務者の資力が現に履行中の金額を超えると認められないこと。

(2) 取立訴訟の提起が困難な債権の取扱い

取立訴訟を提起することにつき法務局との協議が整わない差押債権及び国税訟務官が取立訴訟を提起することについて不相当と認めた差押債権は、滞納処分を執行することができる財産に当たらないものとする。

(3) 法執行地域外に滞納者の財産がないと認められるときの取扱い

個々の事案に応じた、国内において通常用いるべき手段（第 3 編第 12 章 1 (2) 及び 3 を含む。）によっても、外国における滞納者等の財産又は収入に関する具体的情報を把握できない場合には、「法執行地域外に滞納者の財産がないと認められるとき」（徴基通第 153 条関係 2-2(1)）に該当するものとする。

(4) 徴収の共助の要請により徴収することが困難な場合の取扱い

滞納者の財産があると認められる国又は地域との間に徴収の共助に関する規定を有する租税条約等が締結されている場合において、次のいずれかに該当するときは、「徴収の共助の要請により徴収することが困難と認められるとき」（徴基通第 153 条関係 2-2(2)ロ(ハ)）に該当するものとする。

イ 実施取決めに定める徴収の共助の要件（最低額等）に該当しないとき

ロ

ハ その他、相手国等におけるやむを得ない事由により、徴収の共助の実施が困難又は徴収見込みがないと認められるとき

(注)

(5) 事業を継続している滞納者の取扱い

滞納者が事業を継続している場合において、下記イからニまでのいずれにも該当するとき、又は下記ホに該当するときは、滞納処分の実行等を行うことができる財産がないときに当たるものとする。

(注) 下記イからホの取扱いにより滞納処分の停止をする国税は、滞納者が事業を継続する上で納付が困難と認められるものに限る。

イ 滞納者が納税について誠実な意思を有すると認められること。

なお、この場合の納税について誠実な意思を有すると認められるかどうかの判定は、その判定を行おうとする日前のおおむね3年間において、その期間中に納期限が到来した国税の額に相当する金額以上の納付を行っており、かつ、滞納者について、滞納処分の停止をした場合においても、今後新たな滞納を発生させるおそれがないと認められるかどうか等を勘案して行う。

(注) 法人の代表者等役員又は納税者の親族その他納税者と特殊な関係のある従業員に対する報酬等の支払額が、その者の家族構成等からみて著しく高額と認められる場合は、納税について誠意がないものとして取り扱う。

ロ 現金、預金、売掛金等の当座資産、棚卸資産（仕掛品等を含む。）、事業用に賃借している建物に係る敷金、事業に係る保証金等、事業用の機械等並びに事業の用に直接供せられている土地及び建物等以外に滞納処分の実行等を行うことができる財産がない場合で、かつ、これらの財産について滞納処分の実行等を行うことにより、直ちにその事業の継続を困難にするおそれがあること。

(注) 上記の財産を既に差し押さえている場合において、その財産を取り立て又は公売することにより、直ちに滞納者の事業の継続を困難にするおそれがあるときは、その差押財産は、徴収法第79条第1項第2号に当たるものとして取り扱う。

ハ 見込納付能力調査により算出した各月の納付可能資金額により毎月分割納付を継続した場合において、完納に至るまで10年程度の長期間を要すること。

なお、この場合の見込納付能力調査は、猶予通達に定める見込納付能力調査に準じて行うこと（以下、本節における「見込納付能力調査」について同じ。）。

ニ 資力の急激な回復が見込まれないこと。

なお、この場合の資力の回復の見込みの判定は、その判定を行おうとする日の直前の年分（法人については事業年度とする。以下同じ。）、その前年分及び前々年分の3年間における売上高及び経常損益（又は所得金額）の推移、負債の返済状況、経営再建策の有無等を勘案して行う。

ホ 次のいずれにも該当する場合において、停止相当継続管理事案として管理を行い、その管理開始後2年間、下記(イ)の納付状況等が継続されており、かつ、上記ロからニに該当する場合で、滞納処分の停止をした後に新たな滞納を発生させるおそれがないと認められること。

(イ) 停止相当継続管理事案として管理することの判定を行う日前の1年間において、その期間中に納期限が到来した国税の額に相当する金額以上の納付を行っており、かつ、その納付金額が1年間の納付可能資金額以上の金額となっていること。

なお、この場合の納付可能資金額については、猶予通達に定める現在納付能力調査及び見込納付能力調

査等の方法に準じて算出する。

- (ロ) 上記(イ)の納付額で2年間継続納付したとしてもなお完結に至るまで、更に10年程度の長期間を要すること。

(注) 1 この場合においては、上記イ(注)の該当性の有無について確認する必要があることに留意する。

2 上記ホに当該する事案については、「停止相当継続管理事案の停止適否点検表」(様式 307020-003)により管理する。

3 2号該当事実の有無を判断する場合の留意事項

徴収法第153条第1項第2号に該当する事実があるとして滞納処分を停止する場合は、徴基通第153条関係3によるほか、次の事項に留意する。

(1) 生活の維持が困難である等の場合

滞納者が差押禁止財産以外に財産を有しているものの、次のいずれかに該当する場合は、徴収法第153条第1項第2号の「生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき」に当たるものとする。

イ 収入が僅少で安定性がないためその生活の維持が困難であるとき。

(イ) 滞納者の収入が主として給料等によるものであるときは、徴収法第76条に規定する差押禁止額と同等の額以下で、かつ、生計を一にする親族等の収入を見込んでも生活の維持が困難と認められるとき。

(ロ) 滞納者の収入が主として事業によるものであるときは、見込納付能力調査の結果、納付可能資金が算出されず、かつ、生計を一にする親族等の収入を見込んでも生活の維持が困難であると認められるとき。

ロ 扶養親族を含めた滞納者の生活を維持するためにその財産を生活費に充てているとき(今後1年程度の間はその財産を生活費等やむを得ない支出に充てる状態になるおそれがあると認められる場合を含む。)

ハ その財産が現に生活の用に供されており、生活の維持に必要不可欠と認められるとき。

(2) 滞納者の居住用財産が生活の維持に必要な最低限のものである等の場合

滞納者の居住用財産を換価すると、生活保護法の適用を受けなければならないほどではないが、次のいずれにも該当する場合は、徴収法第153条第1項第2号の「生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき」に当たるものとする。

イ 滞納者について老齢、病気又は負傷その他これに準ずる事実があり、滞納者及び生計を一にする親族の収入の合計が徴収法第76条に規定する差押禁止額と同等の額以下しかなく、今後3年程度の間においてもその回復が見込まれないこと。

ロ その財産が、滞納者の生活にとって必要最低限のものであること。

なお、この場合の必要最低限のものであるかどうかの判定は、その財産の立地条件等を勘案して、社会通念上必要最低限度のものと認められるかどうかにより行う。

ハ 居住用財産を換価した場合において、滞納者が親族その他の者と同居することが不可能であり、かつ、新たな生活の本拠となるべきアパート等の賃借に要する費用等(引越費用及び今後1年間の家賃相当額を含む。以下同じ。)を有しないと認められること。

ニ 居住用財産を差し押さえている場合において、国税に劣後する公租公課、私債権等を有する者の参加差押え又は強制執行による差押え等がないこと。

なお、参加差押え等がある場合においても、参加差押権者等がその権利を行使しないと認められるときは、参加差押え等がないものとして処理する。

(注) 1 次のいずれかに該当する場合には、原則として、生活を著しく窮迫させるおそれがあるときに当たらないことに留意する。

- ① 土地のみを換価する場合
 - ② 居住用財産を換価した場合において、滞納者に交付すべき残余金が滞納者の新たな生活の本拠となるべきアパート等の賃借に要する費用等に相当する額を超えると見込まれる場合
 - ③ その財産に第三者の債務を担保するための抵当権等が設定されている場合において、その被担保債権の弁済に伴う求償権の行使が現実的に可能な場合
- 2 物上保証人（個人に限る。）について、災害等やむを得ない事由があり、上記(2)イからニのいずれにも該当する場合は、生活を著しく窮迫させるおそれあるときに当たるものとして、担保の解除をして差し支えない。ただし、滞納者が無財産である場合に限る（他の物上保証人又は相続税法第34条により連帯納付責任を負う者が存在する場合を除く。）。
- (3) 相続税を滞納している滞納者の固有財産が生活の維持に必要なものである等の場合
- 主として相続税を滞納している滞納者（連帯納付責任者を含む。以下本項において同じ。）の固有財産を換価するときにおいて、次のいずれにも該当する場合は、徴収法第153条第1項第2号の「生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき」に当たるものとする。
- イ 滞納者が、相続財産の大部分を相続税の納付に充てているなど、相続税の納税について誠実な意思を有すると認められること。
 - ロ その固有財産が、滞納者及び生計を一にする親族の生活の維持又は事業の継続に必要なものであり、その財産を換価した場合には滞納者及び生計を一にする親族の資力からみてこれと同程度の代替資産を直ちに取得することが困難と認められること。
 - ハ 見込納付能力調査により算出した各月の納付可能資金額により毎月分割納付を継続した場合において、完納に至るまで10年程度の長期間を要すること。
- （注） 滞納者の固有財産の換価は、滞納処分の執行に支障がない限り、その者の相続した相続財産を換価に付してもなおその徴収すべき額に不足すると認められる場合に行うこと。

4 3号該当事実の有無を判断する場合の留意事項

徴収法第153条第1項第3号に該当する事実があるとして滞納処分を停止する場合は、徴基通第153条関係4に留意して判断する。

第83 滞納処分の停止の処理手続等

1 通則的事項

(1) 滞納者

滞納処分の停止をする場合の「滞納者」には、連帯納付責任者、第二次納税義務者及び保証人が含まれるが、次の者は含まれないことに留意する（徴基通第153条関係1）。

- イ 繰上保全差押えの規定の適用を受ける納税者（通則法第38条第3項）
- ロ 担保物の処分を受ける物上保証人（通則法第52条第1項）
- ハ 譲渡担保権者（徴収法第24条第1項9）
- ニ 保全差押えの規定の適用を受けている者（徴収法第159条第1項）

(2) 滞納処分の停止をする税額

滞納処分の停止は、下記7に定める場合を除き、滞納税額の全部について行う。

(3) 滞納処分の停止の所轄庁

滞納処分の停止は、徴収の所轄庁が行う。

なお、徴収の所轄庁が異なる同一の滞納者について滞納処分の停止を行う場合は、それぞれの所轄庁において行うが、この場合においては、先に滞納処分の停止を行った所轄庁において作成した「滞納処分の停止適否点検表」の写し等を参考として滞納処分の停止の適否を判断する。

(4) 停止処理の計画的かつ効率的な実施

滞納処分の停止処理は、財産調査等に一定程度の事務量を要することを踏まえ、納税緩和措置の適切な適用の観点から、その処理が遅延することのないよう、あらかじめ事務計画に織り込むなどにより、計画的かつ効率的な実施に努める。

2 局又は庁との事前協議

(1) 局に対する事前上申

署において滞納処分の停止（滞納処分の停止兼納税義務消滅決議を含む。）をする場合において、その滞納事案が次に掲げる事項に該当するものであるときは、滞納処分の停止決議を行う前に局徴収課に上申する。

イ 滞納処分の停止をしようとする税額が局長の定める金額を超えるとき

ロ 滞納処分の停止の事由が本節第 82 の 2(5)《事業を継続している滞納者の取扱い》及び 3(3)《相続税を滞納している滞納者の固有財産が生活の維持に必要なものである等の場合》に当たるとき

(2) 庁との事前協議

局特整が所掌する滞納事案について滞納処分の停止をすることにつき、租税負担の公平の確保を図る観点から特に慎重な判断を要すると認められるときは、庁徴収課と事前に協議を行う。

3 滞納処分の停止適否点検表による確認等

停止相当事案及び本節第 82 の 2(4)《事業を継続している滞納者の取扱い》ホにより停止相当継続管理事案として管理開始後 2 年間の管理を了した事案については、「滞納処分の停止適否点検表」を滞納処分票に添付して調査を行うとともに、滞納処分の停止をする場合は、「滞納処分の停止適否点検表」により必要な事項の調査を了しているかどうかを確認する。

4 滞納処分の停止決定調査書等の作成

資金徴収額計算書に添付する証拠書類（管理運営事務提要（事務手続編）第 4 編第 4 章第 1 節第 1 の 2(1)《証拠書類の範囲》イ参照）のうち、「滞納処分の停止決定調査書」及び「納税義務消滅決定の調査書」は、おおむね次に掲げる基準により、徴収システムの「適否点検表・決定調査書出力」画面において「滞納処分の停止決定調査書」を出力し、必要事項を記載する。

(1) 停止税額 1,000 万円以上の事案

「滞納処分の停止決定調査書1」(様式 307020-004)

- (2) 上記(1)の事案のうち、統括官等が特に重要と認めて指定したもの

「滞納処分の停止決定調査書2」(様式 307020-005)

(注) 停止税額 300 万円以上 1,000 万円未満の事案については、「滞納処分の停止適否点検表」を証拠書類とすることに留意する。

[操：第4章8・3・1]

5 滞納処分の停止に関する審理等

(1) 審理

統括官等は、各局において定める審理基準に該当する滞納処分の停止に当たっては、あらかじめ審理担当に審理を行わせる。この場合の審理は、第4編第1章2《審理担当の担当事務》に定めるところによるほか、次により行う。

なお、審理担当が指定されていない署にあっては、第1編第3章第3節第12の2《審理担当等》に定めるところにより広域中心署の審理担当に審理事務を行わせる場合を除き、総括統括官の下に配置された国税徴収官(連絡調整官、総括上席国税徴収官及び上席国税徴収官を含む。)を指定して審理を行わせる。この場合においては、審理の対象となる滞納事案を所掌している職員以外の者に行わせることに留意する。

おって、審理担当による審理は、原則として、下記6(1)の徴収システム上の審理担当の決裁時に併せて行うものとするが、滞納処分の停止決議の起案を行う前に行うこととしても差し支えない。

イ 関係書類の審理担当への回付

担当は、徴収システムの「滞納処分情報入力」画面の「サンプル印刷」において、サンプル調書等を出力して入力内容を確認するとともに、サンプル調書等及び財産調査関係書類等を編てつした滞納処分票を審理担当に回付する。

ロ 審理担当の審理

審理担当は、担当からサンプル調書等関係書類の回付を受けたときは、速やかに当該事案について滞納処分の停止をすることについて法令及び通達に適合しているか否かの審理を行い、徴収システム上の決裁を行う。

なお、審理の結果、追加調査を行うべき事項など担当者に指示する事項がある場合は、徴収システムの「差戻し処理」画面の「指示事項(差戻し理由)」欄に当該指示事項を入力した上で、徴収システム上の起案を差戻すとともに、サンプル調書等関係書類を担当に返付する。

[操：第2章4・3、第3章1・3]

(2) 重要事案審議会への付議

滞納処分の停止(滞納処分の停止兼納税義務消滅を含む。)をしようとする滞納事案が各局において定める重要事案審議会への付議基準に該当するものである場合は、統括官等は、審理担当者の審理を了した後、重要事案審議会に滞納処分の停止の可否を付議する。

6 滞納処分の停止決議等

(1) 徴収システム上の処理

担当は、滞納処分の停止決議(滞納処分の停止兼納税義務消滅確認決議を含む。)を行う場合は、徴収システムの「停止決議・停止取消決議」画面において所要事項を入力して起案する。この場合において、各局において定める審理基準に該当する場合は、必ず決裁ルートに審理担当を選択して起案することに留意する。

統括官等は、担当が行った滞納処分の停止決議について決裁を行う時は、その滞納事案が審理基準に該当する

ものである場合は、審理担当の決裁を了していることを確認した上で決裁を行う。

また、滞納処分の停止を行う滞納事案が、重要事案審議会への付議基準に該当する場合における統括官等の決裁は、重要事案審議会の審議を了し、滞納処分の停止を行うことを可とする審議結果を得た上で行うものとする。この場合において、重要事案審議会の開催及び審議結果に係る滞納整理事績を併せて起案・決裁することに留意する。

- (注) 1 滞納処分の停止決議について最終決裁者の決裁が終了すると同時に管理連絡が行われ、債権管理システムに停止年月日が連絡される。
- 2 徴収システムにおける滞納処分の停止を行なった場合の「消滅見込年月日」は、停止決議年月日から3年経過した日の翌日又は時効完成見込年月日の翌日が自動設定されるが、決議年月日と最終決裁日が異なる場合は、最終決裁時に消滅見込年月日が再設定されないことから、最終決裁者は、決裁前に消滅見込年月日を訂正する必要があることに留意する。
- 3 滞納となっている全ての国税について、滞納処分の停止決議を行った場合は、徴収システムの整理区分が自動で「停止」に変更される。

[操：第4章8・3・2]

(2) 決議書等の出力及び送達等

担当は、上記(1)の決議について最終決裁者の決裁を了した場合は、速やかに徴収システムの「帳票出力」画面から次の帳票を出力し、それぞれ次のとおり処理する。

- ① 「滞納処分の停止（又は停止兼納税義務消滅確認）決議書」（様式 307020-007、同 017）
関係書類とともに滞納処分票に編てつして保管する。
- ② 「滞納処分の停止（又は停止兼納税義務消滅確認）決議書（副本）」（様式 307020-008、同 018）
統括官等の確認印の押印を受け、管理運営部門（局特整においては債権管理担当。以下、本節において同じ。）に回付する。
- ③ 「滞納処分の停止（又は停止兼納税義務消滅確認）通知書」（様式 307020-009、同 019）
滞納者に送達する。

(注) 滞納者への通知書の送付に関する事務は、総括統括官が指定した特定の者（事案担当以外の者）に行わせ、確実に発送することに留意する。

なお、滞納者の所在及び財産が不明であることを理由としてした滞納処分の停止（徴収法第 153 条第 1 項第 3 号該当）に係る滞納者宛の通知書が返戻された場合には、当該通知書にその旨を付記した上で、当該通知書と封筒を滞納処分票に編てつするなどして、適切に管理する。

[操：第1章6・1・1]

(3) 第二次納税義務者等の滞納処分の停止

第二次納税義務者、連帯納付責任者又は保証人について滞納処分の停止を行う場合は、徴収システムの「滞納整理事績記事（連帯等納税義務者）」画面において滞納処分の停止の事績を入力して起案するとともに、次に掲げる帳票を手書き又は「様式ファイルダウンロード」画面にある様式を活用して作成する必要があることに留意する。

また、作成した各帳票は、統括官等の決裁を了した後、次のとおり処理する。

- ① 「滞納処分の停止決議書」（様式 307020-007）
滞納処分票に編てつして保管する。
- ② 「滞納処分の停止決議書（副本）」（様式 307020-008）
統括官等の確認印の押印を受け、管理運営部門に回付する。
- ③ 「滞納処分の停止通知書」（様式 307020-009）
第二次納税義務者、連帯納付責任者又は保証人に送達する。
- ④ 「滞納処分の停止をした旨の決議書（第二次納税義務者又は保証人）」（様式 307020-010、同 012）

滞納処分票に編てつして保管する。

- ⑤ 「滞納処分の停止をした旨の通知書（第二次納税義務者又は保証人）」（様式 307020-011、同 013）

滞納者（主たる納税者）に送達する。

（注） 第二次納税義務者等宛及び滞納者宛の通知書は確実に発送することに留意する。

[操：第4章8・3・2]

(4) 事後監査対象事案の把握

統括官等は、滞納処分の停止をした事案について、徴収システムの「停止状況照会」画面又は「進行管理2」画面から「滞納処分の停止等一覧表」（様式 204030-007）及び「事後監査対象者一覧表出力」画面から「事後監査対象者一覧表」（様式 307020-020）を出力して事後監査すべき対象事案を把握し、的確に事案管理を行う。

なお、事後監査対象事案の管理に当たっては、徴収システムから出力する前記帳票のほか、停止事案管理簿等各局において定める既存の管理簿を活用することとして差し支えない。

[操：第2章6・2・11、第4章8・3・4]

(5) 納税義務消滅確認決議

徴収法第 153 条第 4 項の規定により納税義務が消滅した場合又は滞納処分の停止期間中に通則法第 72 条第 1 項の規定により納税義務が消滅した場合は、総括担当は、「納税義務消滅対象口座一覧表」（様式 307020-023）を出力し、納税義務が消滅した滞納者又は口座を確認の上、徴収システムの「納税義務消滅確認決議」画面又は「停止決議・停止取消決議（納税義務消滅確認決議）」画面において所要事項を入力して起案する。

上記の決議について最終決裁者の決裁を了した場合は、速やかに徴収システムの「帳票出力」画面から次の帳票を出力し、それぞれ次のとおり処理する。

- ① 「納税義務消滅確認決議書」（様式 307020-024）

滞納処分票に編てつし保存する。

- ② 「納税義務消滅確認決議書（副本）」（様式 307020-025）

統括官等の確認印の押印を受け、管理運営部門に回付する。

- ③ 「納税義務消滅通知書」（様式 307020-026）

滞納者に送達する。

（注） 滞納者宛の通知書は確実に発送することに留意する。

[操：第4章8・3・5]

7 滞納処分の一部停止

滞納処分の停止は、原則として滞納者の有する滞納国税の全部について行うものとするが、次のいずれかに該当するときは、それぞれに掲げる金額を控除した税額について、滞納処分の停止をして差し支えない。この場合においては、滞納処分の停止の通知に際し、その旨を明らかにするものとする（徴基通第 153 条関係 8）。

- (1) 滞納処分により差し押さえた債権について、その全部又は一部の取立てにおおむね 1 年以上の期間を要すると認められる場合において、その債権額を除くと、滞納処分の停止をすることができるものと認められるとき

その差押債権の額

- (2) 強制換価手続の執行機関等に対して交付要求をしている場合において、その執行機関等からの配当を受けるまでにおおむね 1 年以上の期間を要すると認められるときで、かつ、その配当見込額を除くと、滞納処分の停止をすることができるものと認められるとき

配当を受けることができると認められる額

- (3) 滞納処分により差し押さえた不動産について、その不動産を再公売に付してもなお売却できない場合（随意契

約によっても売却できない場合を含む。)で、今後、換価におおむね1年以上の期間を要すると認められ、かつその財産からの配当見込額を除くと、滞納処分の停止をすることができると認められるとき

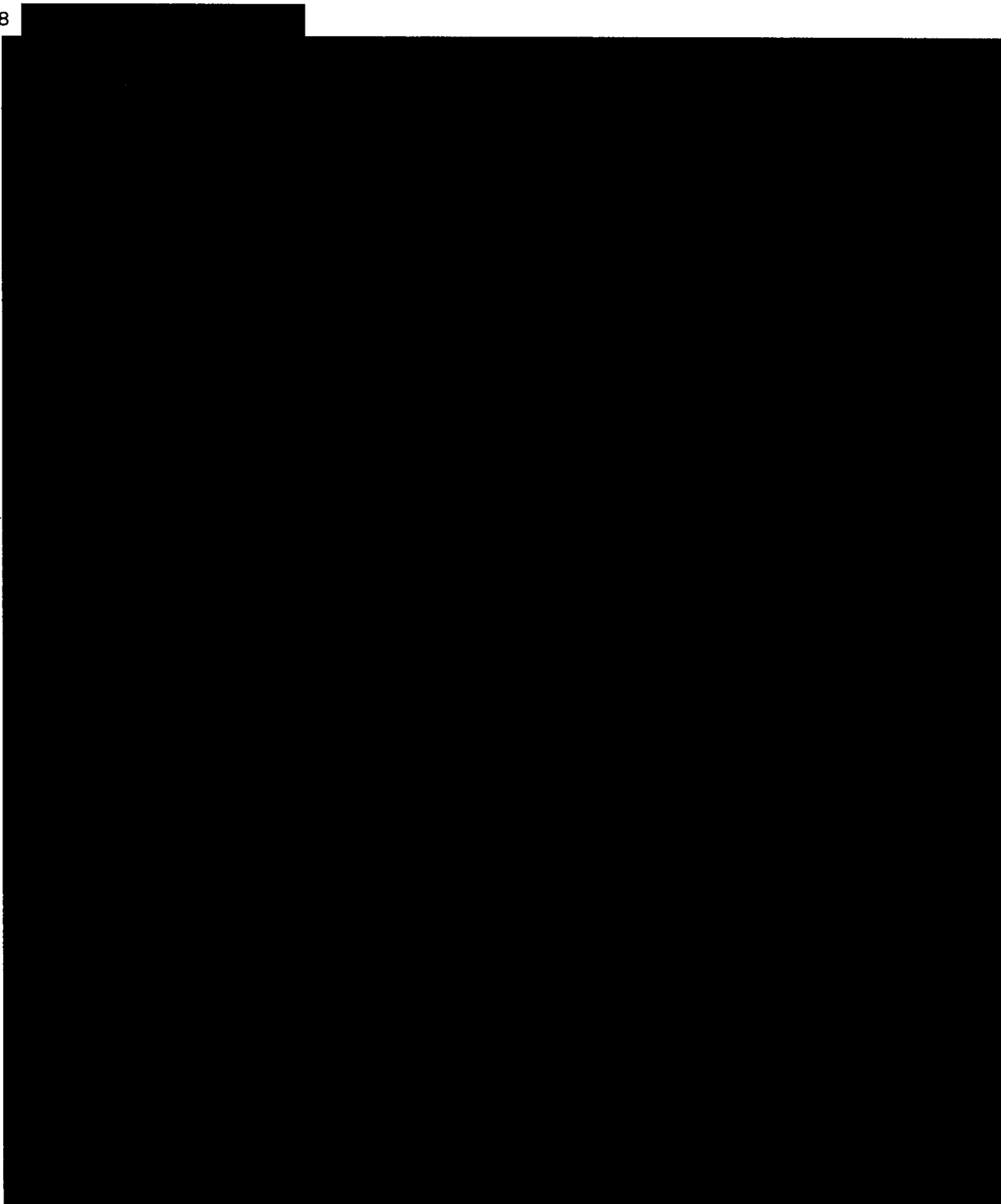
その換価により徴収できると認められる額

(注) 「その換価により徴収できると認められる額」は、原則として、その財産からの配当見込額にその財産の見積価額のおおむね3割の額を加えた額とする。

(4) 本節第82の2(4)《事業を継続している滞納者の取扱い》の場合において、滞納者が事業を継続する上で納付が可能と認められる滞納国税を除くと、滞納処分の停止をすることができると認められるとき

その事業を継続する上で納付可能と認められる滞納国税の額

8



9 滞納処分の停止の効果

(1) 新たな滞納処分の禁止

滞納処分の停止をしたときは、その停止期間中は、その停止に係る国税について、新たに財産の差押えをすることはできず、既に差し押さえた財産については、その差押えを解除しなければならない（徴基通第 153 条関係 10）。

なお、交付要求は、滞納処分の停止をした後であっても行うことができる。

(2) 収納等

滞納者から滞納処分の停止に係る国税に対して納付があった場合には、その納付金を収納し、過誤納金等又は交付要求に係る受入金は、滞納処分の停止に係る国税に充当する（徴基通第 153 条関係 11）

(3) 納税義務の消滅

イ 3年間の継続による消滅

滞納処分の停止をした場合において、その執行の停止が3年間継続したときには、その滞納処分の停止をした国税を納付する義務は当然に消滅する（徴収法第 153 条第 4 項、徴基通第 153 条関係 15）。

ロ 直ちに消滅させることができる場合

滞納処分の停止をした場合において、次のいずれかに該当するときは、直ちに納税義務を消滅させて差し支えない（徴収法第 153 条第 5 項、徴基通第 153 条関係 16）。

(イ) 限定承認をした相続人が、相続によって承継した国税を有する場合において、滞納処分の執行等を行うことができる相続財産がないとき（徴収の共助に関する規定を有する租税条約等がない場合（徴基通第 153 条関係 2-2(2)イ）及び徴収の共助の要請により徴収することが困難と認められる場合（第 82 の 2(3)）に該当する場合を除く。）。

(ロ) 相続人が不存在の場合又はすべての相続人が相続を放棄した場合において、相続財産法人について滞納処分の執行等を行うことができる財産がないとき（徴収の共助に関する規定を有する租税条約等がない場合（徴基通第 153 条関係 2-2(2)イ）及び徴収の共助の要請により徴収することが困難と認められる場合（第 82 の 2(3)）に該当する場合を除く。以下この項において同じ。）。

(ハ) 解散した法人又は解散の登記はないが廃業して将来事業再開の見込みがない法人について、滞納処分の執

行等をすることができる財産がないとき、又はその所在及び滞納処分の執行等を行うことができる財産がともに不明であるとき。

- (ニ) 会更法による更生計画の認可決定があった場合において、国税が更生債権に当たる場合で、同法第 241 条本文の規定によりその会社が免責を受けたとき。

(注) 中間申告分が滞納となっている事案について納税義務を消滅させる場合は、関係課・部門と協議の上、その確定申告が提出される可能性の有無についての調査を確実に行うとともに、適正な処理が行われるよう特に留意する。

ハ 延滞税の消滅等

- (イ) 徴収法第 153 条第 4 項又は同条第 5 項の規定により、納税義務が消滅した場合には、滞納処分の停止の期間に対応する延滞税についても、その納税義務が消滅する(徴基通第 153 条関係 13)。この場合においては、延滞税の徴収決定及び免除等の手続を要しない。

- (ロ) 滞納処分の停止を取り消した場合は、滞納処分の停止の期間に対応する延滞税を免除する(通則法第 63 条第 1 項)。ただし、取消事由が取消しの日の前までに生じている場合には、その生じた日以後の期間に対応する部分の額については、免除しないことができる(通則法第 63 条第 1 項ただし書)。

第 84 事後監査

滞納処分の停止をした事案については、租税負担の公平の確保を図る観点から、本項に定めるところにより、納税義務が消滅するまでの間、滞納処分の停止を継続することの適否についての監査を行う。

1 事後監査の対象等

(1) 事後監査の対象及び実施時期

事後監査は、前事務年度以前に滞納処分の停止をした事案のうち、納税義務が消滅していない事案(以下「監査対象事案」という。)について、原則として当事務年度末までに 1 回以上実施する。



なお、当事務年度中に納税義務が消滅する見込みのものについては、納税義務消滅見込年月日のおおむね 3 か月前までに実施するものとする。

(2) 監査対象事案の抽出等

内部担当は、統括官等の指示を受けて、徴収システムの「事後監査対象者一覧表出力」画面において、監査対象事案を抽出し、「事後監査対象者一覧表」(様式 307020-020)及び「滞納処分の停止事後監査てん末書」(様式 307020-021)を出力し、統括官等に回付する。

[操: 第 4 章 8・3・4]

統括官等は、内部担当から回付された上記の帳票により、監査対象事案を確認するとともに、監査を実施する担当に「滞納処分の停止事後監査てん末書」を交付する。この場合における監査を実施する担当は、監査の適切な実施の観点から、原則として滞納処分の停止を行った担当以外の者とすることに留意する。

2 事後監査の実施

(1) 実施方法

事後監査は、監査対象事案の全件について、「滞納処分の停止事後監査てん末書」に基づき、原則として実地に監査を行う。ただし、次のいずれかに該当する場合は、統括官等が実地の監査を要すると認めたものを除き、文書照会等による簡易な方法によって処理して差し支えない。

なお、所在が不明な監査対象事案については、その所在確認に努めるとともに、所在が確認できたものについては、前記の監査を行う。

また、徴収の共助に関する規定を有する租税条約等がない場合（徴基通第153条関係2-2(2)イ）及び徴収の共助の要請により徴収することが困難と認められる場合（第82の2(3)）に該当することにより滞納処分の停止をした事案については、停止後における徴収の共助に関する規定を有する租税条約等の締結の有無などの監査を行う。

イ 当該事務年度中に納税義務が消滅しないもの

ロ 停止税額がおおむね100万円以下のもののうち、停止後新規課税のないもの

（注）滞納処分の停止中の滞納者についても、定期催告（本編第4章第61《定期催告》参照）の対象となることに留意する。

(2) 事後監査実施後の処理

イ 徴収システムへの入力等

担当は、事後監査を実施した後、徴収システムの「事後監査対象者一覧表出力」画面において、監査の実施結果を入力し、徴収システムの「滞納整理事績」画面から監査対象事案ごとに起案するとともに、「滞納処分の停止事後監査てん末書」にその結果を記載し、統括官等に回付する。

統括官等は、担当から回付された「滞納処分の停止事後監査てん末書」及び徴収システムにおいて起案された滞納整理事績を確認して決裁を行う。

担当は、最終決裁者の決裁を了した後、統括官等から「滞納処分の停止事後監査てん末書」の返戻を受け、該当する監査対象事案に係る滞納処分票の編てつして保管する。

〔操：第4章8・3・4〕

ロ 滞納処分の停止の取消し等

事後監査の結果、滞納者につき、徴収法第153条第1項各号のいずれにも該当しないと認められる場合は、本節第85《滞納処分の停止の取消決議》に定めるところにより、滞納処分の停止を取消す。また、徴収法第153条第5項に該当すると認められる場合は、納税義務消滅決議を行う。

（注）納税義務消滅決議は、徴収システムの「滞納整理事績」画面又は「停止決議・停止取消決議入力（一覧）」において、納税義務を消滅させる国税に係る停止決議を選択した上で、納税義務消滅確認決議を行う。この場合において、出力された「納税義務消滅確認決議書」等については、帳票名及び消滅事由欄に表示される「確認」の文字を二重線で抹消した上で、消滅事由欄に「国税徴収法第153条第5項該当により納税義務消滅」と記載することに留意する。

第85 滞納処分の停止の取消決議等

滞納処分の停止をした事案について、停止後3年以内において徴収法第153条第1項各号のいずれにも該当しないこととなった場合は、滞納処分の停止を取り消す（徴収法第154条第1項、徴基通第154条関係1）。

1 滞納処分の停止の取消決議

本節第84《事後監査》の事後監査の結果等により、滞納処分の停止中の滞納事案につき、徴収法第153条第1

項各号のいずれにも該当せず滞納処分の停止を継続することが適当でないと認めたときは、次により滞納処分の停止の取消しを行う。

(1) 滞納処分の停止の取消決議

担当は、滞納処分の停止を取り消すときは、徴収システムの「停止決議・停止取消決議」画面において、所要事項を入力して起案する。

なお、滞納処分の停止を取り消す場合の「滞納処分の停止取消通知書」には、行審法第 57 条第 1 項及び行訴法第 46 条第 1 項に定められている事項の教示並びに行手法第 8 条若しくは同法第 14 条に定められている理由附記を行う（本編第 3 章第 60 の 1 (4)ニ《滞納処分の停止取消し》、別表 9 及び 10 参照）。

(注) 滞納処分の停止取消決議については、最終決裁者の決裁を了すると同時に債権管理システムに管理連絡が行われる。

[操：第 4 章 8・3・3]

(2) 決議書等の出力及び送達

担当は、上記(1)の決議について最終決裁者の決裁を了した場合は、速やかに徴収システムの「帳票出力」画面から次の帳票を出力し、それぞれ次のとおり処理する。

① 「滞納処分の停止取消決議書」（様式 307020-014）

滞納処分票に編てつして保管する。

② 「滞納処分の停止取消決議書（副本）」（様式 307020-015）

統括官等の確認印の押印を受け、管理運営部門に回付する。

③ 「滞納処分の停止取消通知書」（様式 307020-016）

滞納者に送達する。

[線：第 1 章 6・1・1]

2 取消し後の対応

滞納処分の停止を取り消した滞納事案については、遅滞なく滞納整理を実施する。

(注) 滞納処分の停止の取消しの通知は、滞納処分の再開の要件であることから、「滞納処分の停止取消通知書」が滞納者に送達された後に滞納処分を行うことに留意する。

